令和４・５年度 保険料率「最終案」について

令和３年度第３回
東京都後期高齢者医療懇談会

資料１

１　令和４・５年度保険料率「最終案」と令和２・３年度保険料率との比較

厚生労働省の最終の保険料率試算通知により保険料を算定しました。

	均等割額	所得割率	一人当たり平均保険料額	令和2・3年度保険料額との差額	
令和４・５年度東京都最終案	46,400円	9.49%	104,842円	3,789円	差額※ 1,291円
令和４・５年度東京都算定案	46,800円	9.74%	106,133円	5,080円	
令和２・３年度東京都保険料率	44,100円	8.72%	101,053円	―	
令和２・３年度全国平均	46,987円	9.12%	76,764円	-24,289円	

※主な差額内訳：後期高齢者負担率引き下げ分△435 円、窓口負担２割導入△600 円、剰余金投入分△241 円

２　平均保険料引き上げ額(3,789 円)の内訳

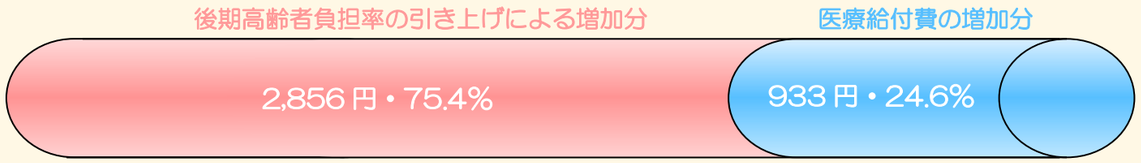

○後期高齢者負担率の上昇

後期高齢者医療制度では、現役世代の減少により負担の担い手がいなくなった医療給付費の財源負担分について、現役世代と被保険者で折半する仕組みを採用しています。

現役世代と被保険者の負担の割合を定めるのが後期高齢者負担率ですが、一人当たり平均保険料の増額 3,789 円のうち 75%を超える 2,856 円が、後期高齢者負担率の引き上げによるものです。

○新型コロナウイルス感染症の影響

令和４・５年度の医療給付費は、新型コロナウイルス感染症が終息した仮定で推計しているため、新型コロナウイルス感染症により、保険料率が高額に算定されることはありません。

３　算定時の設定条件

（　）内は「算定案」時の数値

（１）被保険者数は、令和４年度を**「166.4 万人」**、令和５年度を**「173.0 万人」**と推計。
（２）一人当たり医療給付費の伸び率は、過去４か年(H29～R2)の伸び率から、**「0.78%」**と推計。
（３）後期高齢者負担率は、厚生労働省通知により**「11.72%」**（11.77%）と設定。
（４）所得係数は、**「1.59」**と設定。均等割額と所得割額の賦課割合は、**「38.61：61.39」**となる。
（５）所得の伸び率は、(R 元～R３の３か年の実績の平均から)**「-1.20%」**と推計。
（６）令和２・３年度の財政収支に係る剰余金を**「187 億円」**（180 億円）として計上。
（７）市区町村の保険料予定収納率を過去の実績を踏まえ**「98.50%」**と想定。
（８）特別対策 **219** 億円（葬祭費 87 億円・審査支払 71 億円・未収金補填 61 億円）及び所得割軽減 **4.5** 億円（4.6 億円）を実施。
（９）賦課限度額を**「66 万円」**（64 万円）と設定。

○窓口負担２割実施の影響

令和４年 10 月より窓口２割負担が導入されることになったことから、医療給付費は２年間で約 147 億円が削減されると推計しており、一人当たりの平均保険料額も 600 円引き下げられました。

○財政安定化基金の活用

財政安定化基金は、保険料を抑制するために活用すると継続的な財政負担の発生が想定されることと、剰余金が確保できたことから、その活用をしないこととしました。

４　保険料率全国比較

令和年度		均等割額		所得割率		一人当たり平均保険料額	
		金額	順位	料率	順位	金額	順位
４・５	最終案	46,400円	(27位)	9.49%	(16位)	104,842円	(1位)
２・３	全国平均	46,987円	―	9.12%	―	76,764円	―
	東京都保険料率	44,100円	32位	8.72%	29位	101,053円	1位

※他広域の令和４・５年度の保険料率は現在算定中であることから、令和２・３年度の料率と比較。
・最終案を他広域の令和２・３年度の保険料率と比較すると、保険料率の高い方から数えて均等割額で 27 位、所得割率で 16 位となります。
・東京都では、令和３年度の賦課実績において、所得 400 万円以上の高所得階層の人数が被保険者中 5.6%を占めており、これは、全国平均の約 2.3 倍となります。この所得層で東京都の保険料賦課額の 32.1%を負担しており、一人当たり平均保険料額を押し上げる要因となっています。
・令和４・５年度の保険料算定では、全国の共通指標である後期高齢者負担率が引き上げられている事から、他広域においても保険料の引き上げが想定されます。

５　所得階層別保険料額比較

東京都の保険料額は、全ての所得階層で全国平均を下回っています。

	収入額	令和4・5年度		令和３年度			
		最終案	同左(政令どおり)	全国平均	東京都保険料額	差引額	乖離率
単身者	153万円	13,900円	14,600円	14,000円	13,200円	-800円	-5.7%
	200万円※1	81,700円	87,000円	80,400円	76,200円	-4,200円	-5.2%
	220万円	100,700円	107,400円	98,600円	93,700円	-4,900円	-5.0%
	400万円	264,100円	282,900円	256,200円	244,200円	-12,000円	-4.7%
夫婦２人世帯（２人の保険料合計）	153万円	27,800円	29,200円	28,000円	26,400円	-1,600円	-5.7%
	240万円※2	156,700円	166,900円	154,400円	146,300円	-8,100円	-5.2%
	272万円	187,100円	199,600円	183,600円	174,200円	-9,400円	-5.1%
	500万円	390,300円	417,500円	379,700円	361,500円	-18,200円	-4.8%

※1 窓口負担が２割となる可能性が出てくる下限の収入額。
※2 配偶者が年金収入 80 万円のみの場合、窓口負担が２割となる可能性が出てくる下限の収入額。
（240 万円+80 万円＝320 万円）

６　令和６・７年度の展望

均等割額	所得割率	一人当たり平均保険料額	引き上げ想定額
47,400円	9.80%	107,436円	2,594円

現時点においてできるだけ精査し、令和６・７年度の保険料率を独自に算定したところ、今回の算定時と同程度の保険料の抑制策(剰余金 180 億程度の投入、今回と同様の特別対策)を実施しても、**平均保険料額が 107,436 円**、**引き上げ想定額は 2,594 円**と算定されました。

今期の保険料率の算定において保険料の抑制をすればするほど、次期の保険料引き上げ額は高額になり、問題の先送りにしかなりません。

※令和６・７年度数値は、現時点において当広域連合にて独自に算定したものであり、令和６・７年度の保険料算定時のたたき台になるものではありません。

令和4･5年度保険料率最終案と過去の保険料率比較表

令 和 3 年 度 第 3 回
東京都後期高齢者医療懇談会

資料１－２

保険期間	平成28・29年度	平成30・令和元年度	令和２・３年度	令和４・５年度	
				算定案	最終案
特別対策等	４項目特別対策と所得割額独自軽減策に 一般財源を投入（２年間実施）	４項目特別対策と所得割額独自軽減策に 一般財源を投入（２年間実施）	４項目特別対策と所得割額独自軽減策に 一般財源を投入（２年間実施）	４項目特別対策と所得割額独自軽減策に 一般財源を投入（２年間実施）	４項目特別対策と所得割額独自軽減策に 一般財源を投入（２年間実施）
市区町村負担額 （２年分）	約202億円 【特別対策合計199億円＋所得割額軽減3.4億】	約211億円 【特別対策合計207億円＋所得割額軽減3.6億】	約217億円 【特別対策合計213億円＋所得割額軽減4億】	約224億円 【特別対策合計219億円＋所得割額軽減4.6億】	約224億円 【特別対策合計219億円＋所得割額軽減4.5億】
賦課総額（前期比）	3,274億円(119億円増／3.7%)	3,544億円(271億円増／8.3%)	3,695億円(151億円増／4.3%)	4,121億円(426億円増／11.5%)	4,079億円(384億円増／10.4%)
所得係数（賦課割合）	1.69（37.17：62.83）	1.63（38.02：61.98）	1.61（38.31：61.69）	1.59（38.61：61.39）	1.59（38.61：61.39）
後期高齢者負担率	10.99%	11.18%	11.41%	11.77%	11.72%
保険料率 均等割額（前期比増減額/率）	42,400円（200円／0.5%）	43,300円（900円／2.1%）	44,100円（800円／1.8%）	46,800円（2,700円／6.1%）	46,400円（2,300円／5.2%）
保険料率 所得割率（前期比増減差/率）	9.07%（0.09ﾎﾟｲﾝﾄ／1.0%）	8.80%（-0.27ﾎﾟｲﾝﾄ／-3.0%）	8.72%（-0.08ﾎﾟｲﾝﾄ／-0.9%）	9.74%（1.02ﾎﾟｲﾝﾄ／11.7%）	9.49%（0.77ﾎﾟｲﾝﾄ／8.8%）
一人当たり平均保険料額（前期との差額/率）	95,492円（－1,606円／－1.7%） （平成28年1月最終案）	97,127円（1,635円／1.7%） （平成30年1月最終案）	101,053円（3,926円／4.0%） （令和２年１月最終案）	106,133円（5,080円／5.0%）	104,842円（3,789円／3.7%）
収入額別保険料額※1 年度	平成28年度 / 平成29年度	平成30・令和元年度	令和２年度 / 令和３年度	令和４・５年度	令和４・５年度
単身 153万円	6,300円	6,400円 (100円)	9,900円(3,500円) / 13,200円(6,800円)	14,000円 (800円)	13,900円 (700円)
単身 200万円	55,200円 / 68,000円	76,000円 (8,000円)	76,200円 (200円)	83,200円 (7,000円)	81,700円 (5,500円)
単身 220万円	103,100円	102,200円 (-900円)	93,700円 (-8,500円)	102,600円 (8,900円)	100,700円 (7,000円)
単身 400万円	250,500円	245,200円 (-5,300円)	244,200円 (-1,000円)	270,300円 (26,100円)	264,100円 (19,900円)
２人世帯 153万円	12,600円	12,800円 (200円)	19,800円(7,000円) / 26,400円(13,600円)	28,000円 (1,600円)	27,800円 (1,400円)
２人世帯 240万円	146,700円	145,800円 (-900円)	146,300円 (500円)	159,500円 (13,200円)	156,700円 (10,400円)
２人世帯 272万円	192,700円	191,300円 (-1,400円)	174,200円 (-17,100円)	190,700円 (16,500円)	187,100円 (12,900円)
２人世帯 500万円	369,100円	362,400円 (-6,700円)	361,500円 (-900円)	398,900円 (37,400円)	390,300円 (28,800円)
保険料算入経費の構成図（金額は２年分※2） 保険料に算入 一般財源で対応 ※医療給付費＝賦課総額－調整交付金交付調整分※3－健診事業	賦課総額 3,274億円 調整交付金交付調整分 919億円 健診事業 32億円 医療給付費※（保険料割当分） 2,323億円 財政安定化基金拠出 0円 葬祭費 78億円 審査支払手数料 59億円 未収金補填分 62億円	賦課総額 3,544億円 調整交付金交付調整分 875億円 健診事業 37億円 医療給付費※（保険料割当分） 2,632億円 財政安定化基金拠出 0円 葬祭費 80億円 審査支払手数料 63億円 未収金補填分 64億円	賦課総額 3,695億円 調整交付金交付調整分 880億円 健診事業 35億円 医療給付費※（保険料割当分） 2,780億円 財政安定化基金拠出 0円 葬祭費 82億円 審査支払手数料 68億円 未収金補填分 63億円	賦課総額 4,121億円 調整交付金交付調整分 945億円 健診事業 46億円 医療給付費※（保険料割当分） 3,130億円 財政安定化基金拠出 0円 葬祭費 86億円 審査支払手数料 71億円 未収金補填分 62億円	賦課総額 4,079億円 調整交付金交付調整分 935億円 健診事業 46億円 医療給付費※（保険料割当分） 3,098億円 財政安定化基金拠出 0円 葬祭費 87億円 審査支払手数料 71億円 未収金補填分 61億円
賦課限度額	57万円	62万円	64万円	64万円	66万円
限度額到達所得※4	5,817,000円	6,554,000円	6,834,000円	6,091,000円	6,466,000円
備　考	・財政安定化基金拠出金を除く特別対策３項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・剰余金84億円のほか、保険料抑制のため、財政安定化基金145億円を充当することとした。	・財政安定化基金拠出金を除く特別対策３項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・剰余金180億円を収入として計上することとした。	・財政安定化基金拠出金を除く特別対策３項目と所得割額軽減策に一般財源を投入した。 ・剰余金は保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源（４億円）を含め186億円を収入として計上した。	・財政安定化基金拠出金を除く特別対策３項目と所得割額軽減策に一般財源を投入して試算した。 ・剰余金180億円を収入として計上して試算した。 ・保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源には剰余金を見込まず試算した。	・財政安定化基金拠出金を除く特別対策３項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・剰余金187億円を収入として計上することとした。 ・窓口負担２割の実施の影響は、厚生労働省の示す都道府県ごとの減少率を基にして算定した。 ・保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源には剰余金を見込まないこととした。

※1：収入額は本人の年金収入、２人世帯は、本人の年金収入と配偶者の年金収入80万円の場合を想定。（　）は前期のうち後年度との差額。
※2：端数処理の都合上、賦課総額とその内訳の計が一致しない場合がある。
※3：調整交付金交付調整分とは、普通調整交付金の減額調整分を補填するため保険料算入経費となる分。
※4：賦課限度額に到達する賦課のもととなる所得金額。